

生活保護費の国庫負担率の見直しに関する要望

生活保護制度は、憲法第 25 条が保障する生存権の最後の拠り所としての役割を果たしており、生活保護法第 1 条においても国の責務が明確に規定され、その財源については、本来、国が全額を義務的に負担すべきものである。

ところが、11 月 26 日の政府・与党決定においては、「生活保護費国庫負担金の補助率の見直しについては、来年度検討の上、平成 18 年度から実施する」旨が明記された。

生活保護費国庫負担率の引下げは、地方自治体の独自性や創意工夫を促すことを目的とする三位一体改革の趣旨に沿わないばかりか、単に地方自治体の財政負担の増加をもたらすものに過ぎず、指定都市市長会としても、これは**単なる国の責任放棄であり、国の歳出削減を地方にしわ寄せするものと言わざるを得ないと断固反対**してきたところである。

また、生活保護費国庫負担率の引下げが、保護費の執行の適正化に何ら寄与しないことは過去の事例からも明らかであることから、制度創設から半世紀を経過した今日の社会経済状況等の変化を踏まえ、被保護者の自立支援施策の充実等をはじめ、時代に即した制度に改善されるよう提案したところである。

国においては、法が定める趣旨を十分認識され、**生活保護制度を今日の状況に即したものに改正するよう取り組まれるとともに、平成 17 年度以降についても現行の国庫負担率を堅持されるよう、重ねて強く要望する。**

平成 16 年 12 月 9 日

指定都市市長会